

2006.4.12

これでは、回答になっていません！

シアタ - 1010の運営問題

- 「フォ - ラム21」の質問書に足立区が回答してきました -

「あだちコミュニティ・フォ - ラム21」は、北千住西口の丸井ビルにある「シアタ - 1010」(区立)の運営問題について、公開の質問書を足立区長に提出しましたが、2006年3月22日、足立区は、区民の声相談課長名で、つぎのような回答書を送ってきました。

質問書は、やや長いものですが、回答書は、非常にみじかいものでした。これでは、全く回答になっていないのです。是非読み比べてみて下さい。区立の劇場運営が、これでうまく行くのでしょうか？

公開質問書と回答書の対比

- これで答えになっていますか -

2006年1月31日

足立区長 鈴木恒年 殿

あだちコミュニティ・フォ - ラム21
代 表 石 川 徳 信

足立区千住3 - 10 旧マスミカメラ店内
TEL 3881 - 2587

シアタ - 1010の運営に関する質問書

はじめに

日頃の区民のためのご政務に対し、敬意を表します。また去年は、当会の「湯河原あだち荘にからむ議員汚職についての質問書」に対し、区民の声相談課長名による回答を頂き謝意を表します。

さて、足立区文化芸術劇場(シアタ - 1010)は、平成16年4月1日に開設され、区はこの劇場の管理運営業務を、区が筆頭株主となって設立した株式会社足立コミュニティ・ア - ツ(社長 = 古庄孝夫氏)に委託し、1年9か月が経ちました。

このシアタ - 1010の管理運営に関しては、昨年10月、区民4名による「足立区文化芸術劇場の管理運営負担金の清算等に関する住民監査請求」が提出され、同年12月21日には、その監査結果が出されたところです。

『住んでいて良かったといえる足立区にしたい』という願いで集まっている私達「あだちコミュニティ・フォーラム21」でも、この問題について、色々な疑問や意見が出されています。

そこで区執行機関の長であり、また同社の筆頭株主の代表でもある貴職に対し、こうした状況の早期解決を希望する立場から、率直な質問書を提出することと致しました。

ご多忙なところは存じますが、是非ご回答を賜り、区民への説明責任を果たして頂きたいと思っております。

質問事項

“暗幕”経営で税金のムダ使いといわれていますが、混乱の原因はどこにあると思われますか。

- (1) 区議会でこの問題が紛糾しはじめたのは、平成17年6月13日の文教委員会からですが、与野党双方から質問が集中し、教育委当局の答弁は全く要を得ず、「3セク劇場“暗幕”経営」、「貸出料1,200万未回収」などと報道(読売新聞2005年8月26日付)され、未だに未決着という、遺憾な状況が続いています。
- (2) (株)足立コミュニティ・ア・ツの平成16年度決算書によれば、同社の開館記念事業収入等の収入(足立区管理運営負担金を除く)は2億7,000万円、劇場の管理運営費用(売上原価と販売費一般管理費の合計)は6億8,500万円、差引4億1,500万円の実質赤字です。しかし、足立区の負担金は9億円余(内2億6,400万円の会計処理は不明)を収入にすることによって、1億9,000万円の利益を出し、8,300万円の法人税等の税額を計上支出しています。これは、実質赤字の会社の決算を、公金支出(区民の税金)で意図的に黒字決算し、赤字なら払わなくて済む法人税まで支払ったということです。これが妥当な決算といえるでしょうか。
- (3) しかも、平成17年4月27日に処理した9億円の区の負担金には、協定書に記載のない事務手数料1億4,600万円が含まれていました。これが議会で問題になり、区は、平成17年8月31日になって、その内の9,700万円を返すよう同社に指示しましたが、未だその返済は行われていません。この手数料は、区の負担金総額の15%であったものを、世論の批判に押されて、5%に減額したことによる数字ですが、たとえ何%であっても、会社が企業努力をしなくても、支出額が増えれば、区の負担が自動的に増えることになり、到底、区民として納得できるものではありません。
- (4) また区当局は、手数料を減額した理由として、「協定書の第7条(通常管理運営費)と第9条(開館記念事業)の清算の積算に誤謬があったため」と言っていますが、果たして、公金を扱う人間が、1億円にのぼる誤謬をするなどということがあるのでしょうか。もしそれが事実なら、誰の責任が明らかにされるべきです。
- (5) 同社の「第3期報告書」によると、同社が収益に計上した管理運営負担金60,630万円と足立区が支出した管理運営負担金90,145万円との間に29,515万円の差があります。この内3,031万円は、収益計上額60,630万円の消費税として同社が取り込んでいますが、残りの26,484万円については、どのような会計処理をしたのか、決算書類では明らかにされていません。また、同社が作成した「管理運営負担金実績報告書」の中で、「社員・アルバイト人件費」6,807万円の次に「社員・アルバイト人件費消費税分」「人件費を売上計上した際の消費税会社負担分として」340万円が記入されています。しかし、前述したように、別途計上されている消費税3

、031万円には「人件費を売上計上した際の消費税」が含まれており、これを同社が取り込んでいるため、「負担金実績」中の人件費の消費税340万円は過大な計上となり、足立区の二重負担になると思われます。

- (6) 更に、区議会議事録によれば、助役は、この「経理状況については、区民に対してなかなか説明しにくい内容かなと思っている」と言い、文化課長は「冒頭、陳謝申し上げたい」「公文書の引用条文について、事務方の方で遺漏があった」「チケット収入の取り扱い方について、協定書の中にきちんと明示してなかった我々執行機関の不手際がある」「最大株主として取締役の欠員になった段階で新たな取締役を選任し、社の取締役会、更には臨時的株主総会で、かかる人事案件についてご承認戴くことが正当なわけである。まことに申し訳なく思っている。」
また教育事業部長は、事務手数料の支出について「不当であると言われれば不当であると考えています」と答弁しています。
- (7) 以上のような混乱は、一体なぜ起こったのか、責任あるお考えをお示し下さい。

区民の声相談課長の回答

平成16年度分「指定管理」に伴う事業の実績及び会社会計については、商法及び株式会社法等で一般公開が困難な情報を除き、区民の代表機関である区議会文教委員会に報告しており、質問状にある「暗幕」経営の実態にはあり得ません。また、(1)から(6)の内容は、(7)の問いを行う前提条件として呈示されていますが、先に平成17年10月24日に公開質問者が行った、地方自治法第242条第1項に基づく措置請求に関する監査委員の結果通知に収斂されていますので、特段の返答は控えさせていただきます。
なお、責任所在については、区議会本会議、文教委員会及び決算特別委員会において答弁した内容のとおりです。(担当部署：教育委員会教育事業担当部文化課)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

私達は、区議会に報告された内容について質問しているものであり、手続きなど求めています。問題は、実状の改善を求めているものであり、これでは、回答になっていません。

非効率な赤字経営の現状をこのまま放置されるのですか。

- (1) 区は劇場運営にあたり、民間経営による効率的な管理運営を目指すため、(株)足立コミュニティ・アーツを指定管理者に指定したはずですが、しかし、平成16年度決算書に依れば、自主事業収入が約2億2,300万円で、その他の収入を加えても2億6,700万円程度にしかありません。これに対して、支出総額は約9億8,000万円です。果してこれが、効率的な管理運営と言えるでしょうか。
- (2) 区議会の論議や新聞報道、世論の批判に対し、慌てた同社は、更正申告による税金の還付手続きを行ったのですが、当然のことながら認められませんでした。
区議会の文教委員会に於いて、区の負担金によって生じた同社の利益を株主へ配当することも認める旨を、文化課長が答弁しています。
株主への配当は、法人税を納付した後に支払うため、足立区は、劇場の赤字事業に対する多額の負担に加え、8,310万円もの「法人税、住民

税及び事業税」も負担する結果を招いています。また、このようにして行われる場合の配当は、区の負担金を同社を経由させ、株主に分配することを意味します。

これは、区の負担金を一部の人へ分配することを目的とし、会社を隠れミノとして利用することになりませんか。

区民の声相談課長の回答

公設劇場の使命から言えば、一概に赤字経営が否定されているものではないと認識されておりますが、株式会社法人としての観点は、当然、赤字経営では資本を消費し最終的に倒産することにもなります。指定管理業務を遂行する際には、可能な限り低廉で効率的な執行を当然に要求するものであります。今後とも指定管理者に対しては、経営革新を前提とした協定を締結し係る経費を支弁してまいります。

なお、(1)から(3)については、株式会社法人として果たすべき納税と株主利益の保持に関する当然の使命であり、所感を返答すべき内容ではないと考えます。(担当部署：教育委員会教育事業担当部文化課)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

(株)足立コミュニティ・アーツは、足立区が筆頭株主であり、その会社の運営は、足立区民の最大の関心事です。返答する必要がないとなれば、この会社は、足立区の隠れ蓑でしょうか。

非民主的なワンマン経営の実態をどうお考えですか。

- (1) 同社の人事をめぐるトラブルは、通常では考えられない形で起こっています。例えば筆頭株主として、区から派遣された人が決算期直前に罷免され、空白を作ったまま決算処理が行われたり、またこの1年9か月の間に劇場支配人が3人も変わったり、不在期間が一定期間続いたり、人事管理の非民主的、ワンマン体質が表面化しています。
- (2) また同社は、実質赤字の上に、公金が9億円もつぎ込まれているにもかかわらず、「玉代付き」の会食を行っていることが報道(2005年8月26日付、朝日新聞、ほか)され、その請求書も明らかになっています。
- (3) 更に、この会社は、芸術監督として契約し、相当の契約料を払っているA氏の個人出版記念パーティに、監督就任祝いと名を付けて、670万円も支出しています。当日は250人が参加したようですが、足立区関係者は、区長を入れて15人程度だったと聞いています。公私混同のそしりを免れないでしょう。
- (4) これはやや噂に類することで、誠に申し訳ないのですが、「古庄孝夫氏は、鈴木区長の選対本部長だったから、区長は古庄氏には何も言えないのだ」と、議会筋をはじめ、巷間、実しやかに語られています。本来そんなことであってはならないのは当然のことですが、もしそうでないならば、区長として今回の件について、古庄社長にどのような指示をされてきたのか、簡条的にお示し頂きたいと思えます。

区民の声相談課長の回答

「噂に類する」事柄についての感想を求められていますが、返答は困難と考えます。なお、特段の説明を加えれば、(2)の会食経費は、株式会社法人が自らその経費支出を行ったもので、区が係わる経費について支弁しているものではないことから、返答を述べるべきものではないと考えます。(担当部署：教育委員会教育事業担当部文化課)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

回答拒否ということは、区の担当部署も、この会社と連んでいるからだと、解釈せざるをえません。

古庄社長は、約1億円の区への返還金はすぐ払えないといっています。区はどうするのですか。

- (1) 2005年12月9日付の読売新聞によれば、同社社長室の話として、「更に特別の支援がなければ、9,800万円の返還金は払えない」と言っています。区はどうする積もりですか。
- (2) これまで同社は、区が支出した負担金を受けて黒字申告をし、払わなくてもいい法人税を払ったり、1,200万円もの未収金の回収が出来なかったり、会館幹部の口約束だけで、施設の利用料を特定の団体に無料にしたり、区からお金が出るからと言って、収入予測の数倍も製作費のかかる企画を館長命令で強行するなど、既に近代経営の体をなしていない状況が続いています。それでもなお、区民の税金をつぎ込むお積りですか。

区民の声相談課長の回答

既に、平成18年3月10日付けで、区の収入に受け入れています。なお、(2)の未収金については、関係当事者において争論となっており、区において返答すべき内容でないと考えます。(担当部署：教育委員会教育事業担当部文化課)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

この項は、今回の回答の中で、唯一、事実関係につて、区への返還金(約1億円)がなされたという報告になっています。しかし、大赤字の会社が、これだけの返還金をどう工面したのか、借金か、次年度の区の負担金を回したのか、明らかになっていません。この点も明瞭にして下さい。

協定書にない事務手数料支出を認めた足立区監査委員の判断に、区民が納得すると思われませんか。

足立区監査委員4名は、住民4名から出された住民監査請求に対して、去る2005年12月21日、「事務手数料の支出は不当ではない」という監査結果を通知してきました。この判断は、被監査対象者である教育委員会当局の説明をそのまま踏襲したもので、監査委員としての独自の判断は皆無といった内容のものでした。

以下、その問題点を記します。

- (1) 事務手数料は、13の条文で成っている協定書の、第13条「この協定の定めのない事項については甲乙協議のうえ決定する」を適用して決めた

ので、不当ではないといっています。しかし、甲（足立区）の「経費の負担」については、第7条と第9条に細かく記載されており、従って第13条は、甲の経費負担に該当しない事項を想定するのが常識です。しかも、監査委員は、請求人が「事実証明資料」として提出した議会議事録における「不当であると考えています」という当局の答弁については、一切無視し、触れていません。これがまともな監査といえるでしょうか。

- (2) 事務手数料の根拠について、監査委員の判断は、担当部局の説明（協定書にないチケット売上げ収入について両方で協議して決め、その用途は、開館記念事業の経費の不足分の補填、管理運営代行業務等の対価＝事務手数料、そして残額は区への返還金に当てる）を鵜呑みにしています。しかし、これは、区議会への当局の報告と、次の2点でくい違っています。

チケット収入は、協定書に記載がなかったとはいえ、平成16年1月の文教委員会に提出された同社の収支予算説明書に、2億1,000万円の会社収入として計上されていること。

事務手数料の根拠についての当局の議会答弁は、会社に対するインセンティブ（売上奨励金）であり、会社運営の継続資金に当てるためのもの、としていました。

事業継続のためには、すでに別途4,000万円の区からの長期貸付が行われており、理由になりません。結局は、公金のタレ流しと言われても仕方のない支出であり、会社の内部留保・利益のための支出だということです。この点も、一切触れていません。

- (3) また監査委員は、請求人の請求内容をしりぞけた上で、教育委員会に対する改善意見・要望を付し、両成敗的ポーズをとってはいますが、現在の混乱の原因については、何らの分析・検証をしていません。改善意見も、疑義が生じないようにというだけで、何を改善するのかは示されず、全く事なかれ主義的な判断に終わっています。
- (4) 以上のことから明らかなように、「事務手数料」というのは、会社の経費ではなく、会社の利益を捻出するために、協定書の調印者である区教育委員会教育長と同社社長が、協定書の不当な拡大解釈によって生み出したものと言わなければなりません。利益というのは、企業努力によって生み出すものであり、公金によってこれを補填するなど、聞いたことがありません。こうしたことで、区民が納得できるとお思いですか。

区民の声相談課長の回答

本監査は、監査委員により、請求人の請求の主旨に基づき、法に定める手続きに則り実施されたものであります。監査結果を決定するにあたっては、監査に必要な範囲の資料を収集し、当該資料を分析し、なおかつ、判断するために必要かつ十分な事実関係を確認した上で、結論に達しているものであると理解しております。また、監査結果に問題があり、不服がある場合は、地方自治法第242条の2による住民訴訟という手段が保障されています。

(担当部署：監査事務局)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

監査結果の内容について、“区民の納得が得られると思うか”と区長に質問しているのに対し、手続きのみ記していますが、これでは、区民への説明責任を果たしていません。

区民本位の活用問題について

「シアタ - 1010」の設立に当たっては、数年前から区内の文化・芸術分野の方々から多数の意見を聴取されたはずですが、それらが殆ど反映されていない、という声を沢山耳にします。例えば、地域文化の創造、地元で文化・芸術に携わっている人達の育成や、区民が気軽に参加出来たり、劇場を区民が自由に使えるようにする、等々の要望はどうなってしまったのでしょうか。これまでの催し物を見ていると、中央レベルの有名人や企画を呼ぶ、単なる興行場になってしまっています。これでは、区立の劇場とは言えないのではないでしょうか。

以上の質問は、全区民の利益と権利に関わる問題だと思考しますので、公開させて頂く所存です。何卒、誠意あるご回答を頂けますようお願い申し上げます。

区民の声相談課長の回答

当劇場は、区民に自主的な文化活動の場を提供することもあります。本格的な芸術を区民の身近な場所で鑑賞できるとともに、舞台芸術の創造、地域文化の形成という文化芸術の発信拠点となることを主たる目的としています。
(担当部署：教育委員会教育事業担当部文化課)

「あだちコミュニティ・フォーラム21」のコメント

区民の自主的な文化活動の場を提供するとか、地域文化芸術の発信拠点とする等と言っていますが、これまで足立区民の文化意識や生活意識を考慮した企画や催物などがあったのでしょうか。再度お聞きしたいところです。

自治体の長たるもの、せめて説明責任ぐらいは果たして下さい。

以上のように、この回答書は区民に真実を説明しようとしていません。
この会社の筆頭株主である足立区は、毎年4億7000万円もの税金をつぎ込んで、そのまま突っ走ろうしているといわざるを得ません。

せめて、区民の質問に対しては、是非、まともに答えて頂かなければ、行政の長として、責任を果たしていると言えないのではないでしょうか。

このホ - ムペ - ジを読まれた皆様のご意見を是非お寄せ下さい。